

建築確認申請等手数料

単位：円

建築物 床面積の合計 A	確認申請、計画通知		中間検査	完了検査	
	構造計算書 なし	構造計算書 あり		中間検査 あり	中間検査 なし
A ≤ 30㎡	10,000	16,000	11,000	11,000	12,000
30㎡ < A ≤ 100㎡	16,000	24,000	13,000	14,000	15,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	25,000	36,000	18,000	21,000	23,000
200㎡ < A ≤ 300㎡	32,000	47,000	28,000	33,000	37,000
300㎡ < A ≤ 500㎡	61,000				
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	91,000		46,000	49,000	50,000
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	130,000		63,000	66,000	70,000
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	220,000		110,000	120,000	130,000
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	260,000		140,000	150,000	170,000
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	390,000		190,000	220,000	230,000
50,000㎡ < A	660,000		390,000	440,000	460,000

単位：円

昇降機、工作物	確認申請、計画通知	計画変更	中間検査	完了検査
昇降機	13,000	7,000	—	19,000
工作物	12,000	6,000	—	13,000

主な許可、認定、指定等手数料

単位：円

適用条項	内容		手数料（1件あたり） nは棟数を示す
法第7条の6第1項	検査済証の交付を受ける前の 仮使用の認定	一戸建ての住宅	27,000
		上記以外	120,000
法第42条第1項第5号	道路の位置の指定		50,000
法第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係の建築認定		27,000
法第43条第2項第2号	建築物の敷地と道路との関係の建築許可		33,000
法第48条各項ただし書き	用途地域における建築等許可		180,000
法第55条第2項	建築物の高さの特例認定		27,000
法第55条第3項及び第4項各号	建築物の高さの許可		160,000
法第56条の2第1項ただし書き	日影による建築物の高さの特例許可		160,000
法第85条第4項、第6項及び第7項	仮設建築物建築許可		60,000（3ヶ月以内） 120,000（3ヶ月超1年以内） 160,000（1年超）
法第86条第1項	総合的設計による一団地の建築物の特例認定		78,000（n=1又は2） 78,000+28,000×(n-2)
法第86条の8第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定		27,000

※一覧表にないものは、和歌山市手数料条例を参照してください。

詳細については、和歌山市役所 建築指導課までお問い合わせください。

和歌山市 都市建設局 都市計画部 建築指導課

TEL:073-435-1100 FAX:073-435-1175